

# 香川県報



第 29 号

平成 17 年

4 月 12 日（火曜日）

●香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

二〇

## 告 示

香川県告示第二百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
坂出市常盤町一丁目7番8号  
株式会社味匠 代表取締役 榊 久雪
- (2) 事業場の所在地及び名称  
坂出市常盤町一丁目7番8号  
株式会社味匠
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	種 力	備 考
工場	1,160㎡ 1万食/日	弁当製造業の用に供するちゅう房施設
期 間	工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日	既設 既設 許可後
等	使用時間間隔及び1日 使用たりの使用時間	連続12時間使用

## 目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（二件） （環境管理課）	一
	生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出 （健康福祉総務課）	五
	介護保険法の規定による事業者の指定 （長寿社会対策課）	六
	地方公営企業法施行令の規定に基づく収納事務の委託 （県立病院課）	七
	地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託 （にぎわい創出課）	八
公 告	都市計画事業の事業計画の変更の認可（三件） （都市計画課）	九
	争議行為を行う旨の通知 （労働政策課）	九
	土地改良区の役員の就任の届出（二件） （土地改良課）	九
	土地改良事業の工事完了の届出 （ " " ）	九
	基本測量を終了した旨の通知（二件） （土木監理課）	一〇
	基本測量の実施の通知 （ " " ）	一〇
教育委員会公告	一般競争入札の実施（五件）	一一
選挙管理委員会告示	政治資金規正法の規定による政治活動のために寄付を受け又は支出をする ことができない団体となった旨の告示	一九
人事委員会規則		一九

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6~7	5~8
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	500	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	400
浮遊物質 (mg/ℓ)	250	250	250
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	40	40
りん含有量 (mg/ℓ)	8	8	8
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	60	60	60
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	94	119	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排 水 処 理 施 設	処 理 前	処 理 後
型 式	埋設型		
構 造	鉄筋コンクリート製		
能 力	120m <sup>3</sup> /日		
汚水等の処理方式	活性汚泥 + 接触酸化		
工 期	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
等	使用開始予定年月日	許可後	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	
処理前及	項 目	処 理 前	処 理 後

び処理後の汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6~7	5~8	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	500	500	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	400	20
浮遊物質 (mg/ℓ)	250	250	40	50
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	40	20	30
りん含有量 (mg/ℓ)	8	8	4	8
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	60	60	20	20
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	95	120	95	120

(5) 排水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6~7	6~7	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20		30	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20	30	
浮遊物質 (mg/ℓ)	40	40		50	
窒素含有量 (mg/ℓ)	20	20		30	
りん含有量 (mg/ℓ)	4	4		8	
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	20	20		20	

大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	95	120

他に、雨水排水口が3箇所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年4月12日から  
平成17年5月6日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課及び坂出市環境経済部環境交通課

坂三郎市長 11月17日

香川県環境森林部環境管理課長(田中四十八) 第五巻第一頁の規定に基づいて排水施設の設置の届出の申請があったので、同巻第四頁の規定によりその概要を次のとおりお知らせ。

なお、この特定施設を設置するに当たっては、申請内容及び申請書の提出の遅延に備へて、審査結果に照らした審査を記載した書面を次のとおり送付し、併せて、

坂三郎市長 11月17日

坂三郎市長 真 塚 隆 昭

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市観音寺町甲4055 - 3

加ト吉水産株式会社

代表取締役 藤井 孝行

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市中田井町259番地

加ト吉水産株式会社フーエ部観音寺工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
工	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2日	
等	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	400
	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	300	400
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	10	15
	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	2	3
種	類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
工	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2日	
等	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続8時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200		300
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	200
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	100	150
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	10	15
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		10	14

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設	
		通常	最大
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2日	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300	400
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	300	400

窒素含有量 (mg/ℓ)	りん含有量 (mg/ℓ)	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)
		10

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
		通常	最大
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2日	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
		8時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200		300
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	200
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	100	150
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		13	15

種 能	類 力	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
		水洗槽 500 L	1基
		水洗槽 500 L	1基

工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2日	
	使用開始予定年月日	完成日	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
		水素イオン濃度	6.5~7.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	350	400
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	300
	浮遊物質 (mg/ℓ)	250	300
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	10	15
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	×1基	2	4
	×1基	2	4

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし。

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	50

排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	40	50
	浮遊物質 (mg/ℓ)	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	2	3
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
		150	180

第2～7排水口：生活系排水の排水口から、雨水専用排水口に変更する。  
第8～24排水口：雨水専用排水口。  
(備考) 今回の申請とあわせて、既設特定施設の一部を廃止するとともに、これまで直接排出していた生活系排水を排水処理施設に導入するため、当該工場から排出される排出水の量及び汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間  
平成17年4月12日から  
平成17年5月6日まで

(2) 場所  
香川県環境森林部環境管理課及び観音寺市生活環境課  
香川県中津町二丁目六十番  
生活保護課(昭和二十五法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。  
平成十七年四月十一日  
香川県知事 眞 鍋 武 紀

休止年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業所(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

平成一七、二、一	株式会社イソザキ 仲多度郡満濃町大 字四條七四八番地 第四	株式会社イソザキ 仲多度郡満濃町大 字四條七四八番地 第四	福祉用具貸与
平成一七、二、一	社会福祉法人香南 町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	社会福祉法人香南 町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	訪問入浴介護

香川県告示二百六十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第四十八条第一項第三号の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七一〇二 一一〇六五	麻田総合病院 丸亀市津森町二一九番 地	医療法人財団エム・ア イ・ユー 理事長 麻田ヒデミ 丸亀市津森町二一九番 地	平成十七年 四月一日	訪問リハ ビリテー ション 居宅療養 管理指導
三七一〇二 一一二二九	医療法人社団田村クリ ニツク 丸亀市幸町一丁目五番 五号	医療法人社団田村クリ ニツク 理事長 田村弘三 丸亀市幸町一丁目五番 五号	"	介護療養 型医療施 設
三七七〇一 〇三六〇八	グループホーム木太 高松市木太町三七四九 番三	医療法人社団光樹会 理事長 水谷繁樹 高松市木太町三六〇二 番地一	"	痴呆対応 型共同生 活介護

三七七〇一 〇三六二四	法寿苑ヘルパーステー ション 高松市木太町三三〇八 番地	社会福祉法人讃岐学園 理事長 樫原禅澄 高松市前田西町六八三 番地七	"	訪問介護
三七七〇一 〇三六三二	法寿苑デイサービスセ ンター 高松市木太町三三〇八 番地	社会福祉法人讃岐学園 理事長 樫原禅澄 高松市前田西町六八三 番地七	"	通所介護
三七七〇一 〇三六四〇	デイサービス木太 高松市木太町三七四九 番三	医療法人社団光樹会 理事長 水谷繁樹 高松市木太町三六〇二 番地一	"	"
三七七〇一 〇三六五七	法寿苑老人介護支援セ ンター 高松市木太町三三〇八 番地	社会福祉法人讃岐学園 理事長 樫原禅澄 高松市前田西町六八三 番地七	"	居宅介護 支援
三七七〇一 〇三六六五	介護付有料老人ホーム もとやまガーデン 高松市元山町五四六番 地一	有限会社白栄会 代表取締役 白瀧潤 高松市元山町五四六番 地一	"	特定施設 入所者生 活介護
三七七〇二 〇〇七〇一	田村クリニツクケアセ ンターマリン 丸亀市幸町一丁目五番 五号	医療法人社団田村クリ ニツク 理事長 田村弘三 丸亀市幸町一丁目五番 五号	"	居宅介護 支援
三七七〇二 〇〇七一九	田村クリニツク通所リ ハビリテーションセン ターかもめくらぶ 丸亀市幸町一丁目五番 五号	医療法人社団田村クリ ニツク 理事長 田村弘三 丸亀市幸町一丁目五番 五号	"	通所リハ ビリテー ション
三七七〇三 〇〇六二六	指定居宅介護支援事業 所やすらか 坂出市王越町乃生八五 五番地一	有限会社やすらか 代表取締役 新谷政憲 坂出市王越町乃生八五 五番地一	"	居宅介護 支援

三三七二二 〇〇二八八	デイサービスセンター 北のおひさま 小豆郡土庄町屋形崎字 空開甲九六九番地	社会福祉法人サンシャ イン会 理事長 川西慶子 小豆郡池田町大字蒲生 字東脇甲三五〇番地	"	通所介護
三三七二二 〇〇二九六	グループホーム北のお ひさま 小豆郡土庄町屋形崎字 空開甲九六九番地	社会福祉法人サンシャ イン会 理事長 川西慶子 小豆郡池田町大字蒲生 字東脇甲三五〇番地	"	痴呆対応 型共同生 活介護
三三七二二 〇〇三〇四	グループホーム青空 小豆郡内海町西村二一 二一番地一	有限会社お元気ですか シヨツブ山下 代表取締役 山下太一 小豆郡内海町苗羽九二 七番地五	"	"
三三七二二 〇〇三二二	老人デイサービスセン ターあづき 小豆郡土庄町字半ノ池 甲一三六〇番地一四三	社会福祉法人明和会 理事長 大西美和 小豆郡池田町大字池田 字下地二五一九番七	"	通所介護
三三七二二 〇〇三二〇	特別養護老人ホームあ づき 小豆郡土庄町字半ノ池 甲一三六〇番地一四三	社会福祉法人明和会 理事長 大西美和 小豆郡池田町大字池田 字下地二五一九番七	"	短期入所 生活介護 介護老人 福祉施設
三三七二二 〇〇五二六	特別養護老人ホームみ き山荘 木田郡三木町大字井戸 字西土居三八番地一	社会福祉法人木田福祉 会 理事長 筒井元 木田郡三木町大字下高 岡二八八二番地一	"	介護老人 福祉施設
三三七二二 〇〇五三四	みき山荘短期入所生活 介護事業所 木田郡三木町大字井戸 字西土居三八番地一	社会福祉法人木田福祉 会 理事長 筒井元 木田郡三木町大字下高 岡二八八二番地一	"	短期入所 生活介護

三三七二四 〇〇四七四	サマリヤ浅野ホームへ ルプサービス 香川郡香川町浅野一二 八九番地八	社会福祉法人サマリヤ 理事長 兼間道子 高松市西春日町南山浦 一五一〇番地一	"	訪問介護
三三七二六 〇〇六六九	デイサービスはびねす ・まんのう 仲多度郡満濃町大字四 條字東村六一五番地四	特定非営利活動法人は びねす・まんのう 代表理事 内海光子 仲多度郡琴平町榎井一 〇八番地三	"	通所介護
三三七二七 〇〇九二二	にこにこ三豊デイサー ビス 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一八八三番地一	特定非営利活動法人に こにこ三豊 会長 汐見美根子 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一八八三番地一	"	"
三三七二七 〇〇九三一	おもいやりの店おおい 三豊郡高瀬町大字新名 一二七六番地一	有限会社大井洋品店 代表取締役 大井麗子 三豊郡高瀬町大字新名 一二七六番地一	"	福祉用具 貸与
三三七二七 〇〇九四九	高瀬町老人デイサービ センターのぞみ荘 三豊郡高瀬町大字比地 中二九八六番地九	特定非営利活動法人の ぞみ荘 会長 貞廣フジ子 三豊郡高瀬町大字比地 中二九八六番地九	"	通所介護

香川県告示第二百六十二号  
地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二十六条の四第一項の規定に  
基づき、平成十七年四月一日から、次の者に香川県立中央病院地下駐車場及び香川県立中  
央病院北駐車場の使用料の収納事務を委託した。  
平成十七年四月十二日

住所 高松市田村町四五二 五  
名称 フジガード株式会社  
香川県告示第二百六十三号  
香川県知事 真 鍋 武 紀

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成一七年四月一日から、次の者にサンポート高松交流拠点施設駐車場使用料(現金により収納する場合の使用料に限る。)の収納事務を委託した。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称 財団法人サンポート財団

住所 高松市サンポート二番一号

香川県告示第二百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示(平成十七年四国地方整備局告示第三十号)があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

香川県

二 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十二年建設省告示第千六百二十二号中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道事業 中讃流域下水道(大東川処理区)

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

香川県告示第二百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定による都市計画事業の事業計画の認可の告示(平成十七年四国地方整備局告示第三十三号)があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年四月十二日

一 施行者の名称

香川県

二 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 中讃流域下水道(金倉川処理区)

三 事業施行期間

平成十七年三月三十一日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 香川県仲多度郡多度津町堀江二丁目、堀江三丁目、堀江五丁目、東港町、東新町、家中、日の出町、大通り、仲ノ町、元町、京町、桜川一丁目、桜川二丁目、大字道福寺字四ノ坪、大字庄字中条、字住吉、字修理免及び字妙見並びに大字三井字才ノ神、字海田、字鴨取及び字樋ノ口並びに善通寺市中村町字西下所、字道下、字不動、字島田及び字土井地内

2 使用の部分 なし

香川県告示第二百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示(平成十七年四国地方整備局告示第二十九号)があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

香川県

二 都市計画事業の種類及び名称

平成五年建設省告示第千六百八十四号高松広域都市計画下水道事業 香東川流域下水道(高松西部処理区)

三 事業施行期間

平成五年八月十一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地



- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

## 公 告

香川県公告第二百三十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部支部長高橋春樹から次のとおり争議行為を行う旨平成十七年三月三十一日通知があった。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 事 件

香川支部二九九号平成十五年四月十八日付要求事項

- (一) 臨床衛生検査技師の定年退職者の補充は正規職員で行うこと
  - (二) 病棟の夜勤体制を三人中夜勤・三人夜勤とすること
- に関する要求を目的とした独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院に対する争議  
二 日 時

平成十七年四月十四日午前零時から本問題完全解決に至るまでの期間

### 三 場 所

香川県丸亀市城東町三丁目三の一

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

### 四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

但し、入院患者及び救急患者の保安の為の要員は除外する。

香川県公告第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川用水土地改良区から役員に就任について次のとおり届出があった。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

理事 近藤 幸吉 観音寺市池之尻町七七〇番地 平成一七、三、三

香川県公告第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、さぬき市寒川土地改良区から役員に就任について次のとおり届出があった。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 廣瀬 利美 さぬき市寒川町石田東甲八七一番地二 平成一七、三、一八

香川県公告第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
飯山町	非補助土地改良事業	下新開地区	平成一六、一、一七
"	非補助土地改良事業	中尾東谷地区	平成一七、一、二六

香川県公告第二百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十七年三月二十五日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十六年四月十五日から平成十七年三月二十五日まで

三 作業地域

高松市

丸亀市

坂出市

善通寺市

観音寺市

さぬき市

東かがわ市

小豆郡 内海町 土庄町 池田町

木田郡 三木町 牟礼町 庵治町

香川郡 塩江町 香川町 香南町 直島町

綾歌郡 綾上町 綾南町 国分寺町 宇多津町

仲多度郡 琴南町 満濃町 琴平町 多度津町 仲南町

三豊郡 高瀬町 山本町 三野町 大野原町 豊中町 詫間町 仁尾町 豊浜町 財

田町

香川県公告第二百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国

土地理院長から次の基本測量を平成十七年三月二十五日終了した旨の通知があつたので、

同条第三項に基づき公示する。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(基準点測量)

二 作業期間

平成十六年五月六日から平成十七年三月二十五日まで

三 作業地域

高松市

小豆郡 土庄町

綾歌郡 綾南町

香川県公告第二百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国

土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項に基づ

き公示する。

平成十七年四月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域

高松市

丸亀市

坂出市

善通寺市

観音寺市

さぬき市

東かがわ市

小豆郡 内海町 土庄町 池田町

木田郡 三木町 牟礼町 庵治町

香川郡 塩江町 香川町 香南町 直島町

綾歌郡 綾上町 綾南町 国分寺町 宇多津町

仲多度郡 琴南町 満濃町 琴平町 多度津町 仲南町

三豊郡 高瀬町 山本町 三野町 大野原町 豊中町 詫間町 仁尾町 豊浜町 財

田町

## 教育委員会公告

香川県教育委員会公告第六号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月十二日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

### 一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 香川県立香川中部養護学校仮設プレハブ校舎 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年八月一日から平成十八年二月十五日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現

在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年五月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

- 4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

- 5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

- 6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び6並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年五月十二日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができる認められた者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十七年五月十八日までに通知する。

### 四 契約の内容を示す場所及び日時等（入札説明書等の交付等）

- 1 平成十七年四月十二日から同年五月六日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局障害児教育課総務・振興担当 電話 〇八七 八三二 三七五六 FAX 八七 八三一九七七

### 2 入札説明会の日時及び場所

- 1 平成十七年五月九日午後一時三十分 香川県庁北館四階第九会議室
- 2 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年五月二十三日午後一時十五分 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二章第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十七年五月二十日午後五時までに受領したものに限り、七 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金  
規則第五百五十二条各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十七年五月十二日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の1に示した場所に提出すること。
- 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期による損害  
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 5 落札者の決定方法  
規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 落札の無効  
落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased: Kagawa Chubu School for the Handicapped prefabricated school building, 1 set

2 Time-limit for tender: 1:15 p.m., May 23, 2005 (Tenders must be submitted by post by 5:00 p.m., May 20, 2005)

3 Contact point of the notice: Handicapped Children's Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8582.  
Tel 087-832-3756

香川県教育委員会公告第七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月十二日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 香川県立笠田高等学校仮設プレハブ校舎 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年七月十一日から平成十八年三月十日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年五月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び6並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年五月十二日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十七年五月十八日までに通知する。

## 四 契約の内容を示す場所及び日時等（入札説明書等の交付等）

1 平成十七年四月十二日から同年五月六日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局高校教育課総務・施設グループ 電話 〇八七 八三一 三七四九 FAX 八七 八三七 二九六四

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年五月九日午後二時 香川県庁北館四階第九会議室

五 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年五月二十三日午後二時 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十七年五月二十日午後五時までに受領したものに限り、七 その他

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十七年五月十二日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の1に示した場所に提出すること。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期す

ることがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased : Kasada Senior High School prefabricated school building, 1 set

2 Time-limit for tender : 2:00p.m., May 23, 2005 (Tenders must be submitted by post by 5:00p.m., May 20, 2005)

3 Contact point of the notice : Upper Secondary School Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8582.

Tel 087-832-3749

香川県教育委員会公告第八号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月十二日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 香川県立高松南高等学校仮設プレハブ校舎 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年七月二十一日から平成十八年三月二十日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。  
なお、本公告日現在A級に格付けされていない者については、平成十七年五月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- 4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び6並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年五月十二日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められた者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十七年五月十八日までに通知する。

### 四 契約の内容を示す場所及び日時等（入札説明書等の交付等）

1 平成十七年四月十二日から同年五月六日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局高校教育課総務・施設グループ 電話 〇八七 八三一 三七四九 FAX 八七 八三七 二九六四

### 2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年五月九日午後二時三十分 香川県庁北館四階第九会議室

### 五 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年五月二十三日午後二時四十五分 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十七年五月二十日午後五時までに受領したものに限り、

### 七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

規則第五十二条各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十七年五月十二日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の1に示した所に提出すること。

### 3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

### 4 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

### 5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### 6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

### 7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

### 8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

### 七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased: Takamatsu Mirami Senior High School prefabricated school building, 1 set

2 Time-limit for tender : 2:45 p.m., May 23, 2005 (Tenders must be submitted by post by 5:00 p.m., May 20, 2005)

3 Contact point of the notice: Upper Secondary School Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8582.  
Tel 087-832-3749

香川県教育委員会公告第九号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月十二日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 香川県立琴平高等学校仮設プレハブ校舎 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年七月十一日から平成十八年三月十日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当し

ない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年五月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び6並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年五月十二日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十七年五月十八日までに通知する。

四 契約の内容を示す場所及び日時等（入札説明書等の交付等）

1 平成十七年四月十二日から同年五月六日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時）まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局高校教育課総務・施設グループ 電話 〇八七 八三一 三七四九 FAX 八七 八三七 二九六四

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年五月九日午後三時 香川県庁北館四階第九会議室



五 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年五月二十三日午後三時三十分 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二章第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあっては書留親展に、信書便にあっては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十七年五月二十日午後五時までに受領したものに限り、

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

規則第五百五十二条各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十七年五月十二日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の1に示した場所に提出すること。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落

札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased: Kotohira Senior High School prefabricated school building, 1 set

2 Time-limit for tender: 3:30p.m., May 23, 2005 (Tenders must be submitted by post by 5:00p.m., May 20, 2005)

3 Contact point of the notice: Upper Secondary School Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan  
760-8582.  
Tel 087-832-3749

香川県教育委員会公告第十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月十二日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

1 借入件名及び数量 香川県立観音寺中央高等学校仮設プレハブ校舎 一式

2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十七年十一月一日から平成十九年八月三十一日まで

4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。  
5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年五月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び6並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年五月十二日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができる認められ

た者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十七年五月十八日までに通知する。  
四 契約の内容を示す場所及び日時等(入札説明書等の交付等)

1 平成十七年四月十二日から同年五月六日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時)まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局高校教育課総務・施設グループ 電話 〇八七 八三一 三七四九 FAX 八七 八三七 二九六四

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年五月九日午後三時三十分 香川県庁北館四階第九会議室

五 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年五月二十三日午後四時十五分 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十七年五月二十日午後五時までに受領したものに限り、七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

規則第百五十二条各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十七年五月十二日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の1に示した場所に提出すること。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased: Kanonji Chuo Senior High School prefabricated school building, 1 set
- 2 Time-limit for tender: 4:15 p.m., May 23, 2005 (Tenders must be submitted by post by 5:00 p.m., May 20, 2005)
- 3 Contact point of the notice: Upper Secondary School Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan  
760-8582.  
Tel 087-832-3749

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第二十四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により平成十七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛山会	市原光雄	入倉武雄	木田郡三木町大字平木七七〇四
安戸清次後援会	秋友勝彦	川野充	木田郡牟礼町牟礼三二二五一
育有会	北村宏幸	宮谷秀俊	坂出市林田町三四七〇二〇五
池田禎広後援会	川久保良視	池田博樹	東かがわ市大谷八二〇二二
石本秀樹後援会	石本秀樹	櫻井寛	さぬき市大川町富田西一七三二一〇
入江ひろふみ後援会	高島安美	高島輝	仲多度郡多度津町大字東白方一〇二二二
宇川ひとし後援会	大西義夫	織田博	三豊郡豊中町大字下高野二七五六五
遠藤正俊後援会	遠藤稔彦	遠藤節子	東かがわ市引田三五〇七
大塚ひろし後援会	大塚寛	大塚寛	高松市太田上町九七六九
岡川健一後援会	山下郁	彦坂幹雄	坂出市府中町二六九二
尾形洋一後援会	内山政芳	藤沢利幸	香川郡塩江町大字安原上東五一五
落合隆夫後援会	吉原雅韶	落合恭仁子	綾歌郡国分寺町新居一五五四二
梶村伝後援会	高畑稔	安川昭	高松市仏生山町甲一六九三

梶村伝を支える会	梶村 伝	安川 昭	高松市仏生山町甲一六九 三
活力ある東かがわを作る会	木村 作	川野 達男	東かがわ市湊水入一八〇四 一
加藤善後援会	糸瀬 貞義	福家 義則	綾歌郡国分寺町新名一六五二 三
カベ山耕造後援会	小片 文夫	大林 教善	善通寺市中村町一五六 一
亀井広後援会	松岡 安夫	久保 法夫	綾歌郡国分寺町新名五〇二 三
川口つよし後援会	三木 慎哉	土岐 昌平	小豆郡土庄町上庄一九八五 一
川原茂行後援会	高井 宏	森藤 義文	仲多度郡仲南町大字七箇一一一七
岸上修後援会	高橋 勇	黒田 薫	観音寺市柞田町丙一二五一 一
北原和夫後援会	谷本 敏数	北原 正和	高松市中山町一二四六 三
木村ゆみを励ます会	川野 達男	太田 文字	東かがわ市与田山二六七
幸伸会	住谷 幸伸	横井 隆明	高松市郷東町一一七
広友会	亀井 広	福家 光男	綾歌郡国分町新名五〇二 三
讃友同志会	町田 誠	町田 誠	坂出市江尻町一文字四八三 四五
白川年男後援会	白川 善久	白川せつ子	仲多度郡満濃町大字炭所西一二二四 一
田中英幸後援会	田中 悦二	笠井 繁雄	東かがわ市土居七一 一
谷久泰司後援会	谷久 泰司	谷久 富江	小豆郡土庄町上庄一三六七 一
中村聖二後援会	中村 聖二	中村 裕子	さぬき市大川町富田西二四八五
なぐらみどりを囲む会	本田 民子	三井 良恵	高松市多賀町一一九 二〇
成合美範後援会	森 良徳	三好 保	香川郡香川町浅野二四五〇
西川良則後援会	西川 將次	西川 勇夫	東かがわ市中山七五九
長谷川義仁と市政を考える会	久保 由博	長谷川眞弓	善通寺市弘田町一三九七 二

浜本義文後援会	山口 忠光	西川 貞二	小豆郡内海町片城甲四四 一七〇
はらうち保後援会	原内 保	董森 智	高松市古新町四 三
平田修一後援会	細谷 利幸	奥谷 義照	坂出市府中町六八七
福井のりふみ後援会	東城 正和	中西 貢	綾歌郡国分寺町新居一七九二 一
藤田繁後援会	高橋 利正	西宇 求	三豊郡豊中町本山甲一二五八 一
三宅雅和後援会	田村 繁雄	田村 喬俊	小豆郡池田町大字池田四四二 六
八木弘後援会	大和 國廣	岩澤 啓一	さぬき市志度一二二 一 八
矢野敏郎後援会	高砂 欽充	安西 茂夫	東かがわ市町田五三八
吉原賢二後援会	河村 一雄	柴坂ナミエ	仲多度郡琴平町櫻井三〇 一

人事委員会規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月十二日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十八号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年香川県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中、「危機管理監」を削り、「監察主幹、技術調整主幹」を「検査主幹」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中、「教育次長」の下に、「政策調整監」を、「課長」の下に、「政策主幹」を加える。

別表第二小豆総合事務所の項中、「次長」の下に、「防災・監督主幹」を加え、同表文書館の項中「館長」の下に、「次長」を加え、同表県税事務所の項中「限る。」の下に、「主幹」を加え、同表環境保健研究センターの項中「次長」の下に、「主幹」を加え、同表精神保健福祉センターの項中「所長」の下に、「次長」を加え、同表病院の項中「事務

局長」の下に「、事務局次長」を加え、同表高等技術学校の項中「（高松高等技術学校に置かれるものに限る。）」を削り、「総務課長」の下に「（高松高等技術学校に置かれるものに限る。）」を加え、同表地域農業改良普及センターの項中「地域農業改良普及センター」を「農業改良普及センター」に改め、「所長」の下に「、次長（東讃農業改良普及センター及び中讃農業改良普及センターに置かれるものに限る。）」を加え、同表農業大学校の項中「、主幹」を削り、同表土地改良事務所の項中「主幹」を「防災・監督主幹」に改め、同表水産試験場の項中「場長」の下に「、次長」を加え、同表土木事務所の項中「椋川ダム建設事務所長」の下に「、春日川改修事業所長、防災・監督主幹」を加え、同表教育委員会事務局教育事務所の項中「所長補佐」の下に「、主任管理主事」を加え、同表教育センターの項中「、総務課長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年四月十二日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています